

(環境確保条例第118条の2)

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 2-①)

整理番号	115-32102, 115-32105	調製年月日・契機	令和5年1月19日	・ 第116条第9項
所在地	杉並区久我山一丁目710番地8、9 (地番)		杉並区久我山一丁目7番41号	(住居)
訂正年月日・契機	令和5年3月15日・第116条第9項、(第116条の3第1項) 令和5年11月29日・第116条の3第3項			
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	岩崎通信機株式会社、岩通計測株式会社	面積	4572.51 →3894.03 m ² (汚染地)	10,263.73 m ² (調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項				
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容				
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)				
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨	表中1の項下欄(地下水基準超過かつ汚染が拡大するおそれがある範囲に井戸等の取水口 又は地点あり)に該当			
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨				
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更 時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨	要措置区域(指-1358号) 形質変更時要届出区域(指-1359号):令和5年10月13日全部解除			
備考				
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
	令和4年8月16日	トリクロロエチレン	含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・ <u>第二溶出量基準</u>	株式会社 フィールド・パートナーズ
	同上	ジクロロメタン	含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・ <u>第二溶出量基準</u>	同上
	同上	1,2-ジクロロエチレン	含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・ <u>第二溶出量基準</u>	同上
	同上	クロロエチレン	含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・ <u>第二溶出量基準</u>	同上
	同上	カドミウム及びその化合物	<u>含有量基準</u> ・ <u>溶出量基準</u> ・ <u>第二溶出量基準</u>	同上

